

公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準（概要）

1. 作成理由及び内容

（1）「公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準」の作成理由

市内の文化施設や集会施設、スポーツ施設などの公共施設を利用される方には、使用料をご負担いただいている。これは、施設の維持管理や行政サービスの提供に、人件費や光熱水費などの維持管理費がかかるためです。これらの経費は、受益者（使用者）の使用料でまかなうことが望ましいのですが、実際には、その一部が税金で補われているのが現状です。

のことから、施設等の利用者と未利用者における負担の公平性を保つために、受益者負担（使用料）と公費負担（税金）の割合について基準を明確にし、広く市民の十分なご理解を得ながら、利用者に対し、受益（施設利用）の対価として適正な負担を求めていく必要がありますが、合併以来15年が経ち、現状では次の課題があります。

【現状の課題】

- ・施設維持管理費の多くを税で負担しており、利用者・未利用者間に負担の不公平が生じている。
- ・使用料の算定方法や見直し基準を定めた統一的な基準がない。
- ・市内類似施設間において使用料体系に不均衡が生じている。
- ・減免に関する標準的な取り決めがなく、負担の公平性の観点から格差が生じている。

のことから、市では、利用者負担の基準の適正化、使用料算定方法の明確化、類似施設間の平準化を図るとともに、使用料などが減額・免除される「減免」についても標準的な扱いを設定するため「公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準」を作成するものです。

（2）「公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準」の内容

受益と負担の公平化の観点から「受益者（利用者）負担」と「公費（税＝市民）負担」の割合を明確化した上で、利用者に受益（施設利用）の対価として相応の使用料の負担を求めることを原則とし、次の基本的な考え方によって基準を定め、適正化を図るもので

【受益者負担の適正化に向けた基本的な考え方】

- ① 原価計算方式に基づく費用（経費）の明確化
サービス提供にかかる経費から料金原価を算出し、受益者負担額算定の根拠とします。
- ② サービスの性質による受益者負担割合の設定
市場性（公益性）と選択性（必需性）の観点からサービスの性質を分類し負担割合を設定します。
- ③ 減免に関する統一的基準の設定
真にやむを得ないものに限定するとともに、受益者負担の原則に則した統一的基準を定めます。
- ④ 類似施設間での格差解消と負担均衡
公平性の観点から同種同類の施設をグループ化し、同一料金体系を適用します。また、県下近隣自治体の同種同類施設の料金体系にも配慮しながら、負担の均衡を図ります。
- ⑤ 運営状況の検証・改善
継続的かつ定期的に運営状況の検証改善を行い、管理運営費用の削減、利用満足度の向上を目指して努力するとともに受益者の負担軽減を図ります。

2. 適正化基準による受益者負担の算定根拠等

○受益者負担の算定根拠

$$\text{受益者負担額} = \text{料金原価} \times \text{負担割合}$$

※公共施設そのものは市民共有の財産であることから、受益者負担の算定根拠となる料金原価には施設建設費（減価償却費）・用地取得費などのイニシャルコストは含めず、施設の維持管理に必要な経費のうち人件費・物件費・維持修繕費・補助費などのランニングコストを対象とします。

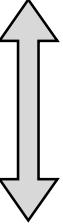
○料金原価の算定方法

【貸室等】 1時間あたり原価=年間原価÷貸出対象面積÷(年間利用可能時間×稼働率) ×利用面積
【個人利用施設等】 1人あたり原価=年間原価÷年間施設利用者数

○受益者負担の負担割合

「必需性（選択性）」と「市場性（公益性）」による分類を組み合わせることでサービスの性質による公共性の強弱を区分し、負担割合を設定します。

<負担割合判定フローチャート>

市場性 	[50%]	[75%] テニスコート、屋内競技場、温水プール	[100%]
	[25%]	[50%] 体育館、文化センター、公民館、商業福祉施設(福光会館)、グラウンド、野球場、	[75%] クレー射撃場
	[0%]	[25%] その他社会福祉施設	[50%]
	必需性		選択性

※判断基準例

- [100%] 民間で提供可能な嗜好・選択性の高いサービスで市内に同種同類の民間施設があるもの
- [75%] 個人の価値観や嗜好で選択的に利用するもので、民間での提供がやや困難なもの
民間でも提供可能な嗜好・選択性の高いサービスで市内に同種同類の民間施設がないもの
- [50%] 市場性(公益性)・選択性(必需性)のいずれの機能も平均的に有するもの
民間でも提供可能だが公的必要性の高いもの、嗜好・選択性が高いものの民間では提供困難なもの
- [25%] 民間提供がやや困難で公益性がやや高いもの、民間提供が困難で日常生活での必要性が高いもの
- [0%] 公的必要性が高く民間では提供困難なもの

○減免についての基本的な考え方

現状では、様々な社会教育団体等が対象となっていますが、減免は高齢者や障がい者など社会的弱者の支援や、教育振興などの政策的配慮の観点から実施するものであり、その対象は必要最小限とする必要があります。

<減額> 高齢者・障がい者・子どもを対象とし、減額率は一律50%とします。

<免除> 障がい者の介助者(障がい者1名につき1名)のみを対象とします。

○激変緩和措置

本基準により受益者負担額を算出した結果、従来負担額にくらべて高騰することが懸念されることから、激変緩和措置を設け、現行使用料の1.5倍を越えない範囲にとどめることを原則とします。ただし、類似施設間の使用料体系が著しく異なる場合、公平性の観点から平準化を優先し1.5倍を超えることがあります。

また、市民間の公平公正の確保と市民サービスの向上を図るため、定期的な見直しを実施し、施設の維持管理や運営の効率化、コストの削減、利用者の増加などに努め、より一層の適正化を図ります。